

第8章 準備書についての意見と事業者の見解

第8章 準備書についての意見と事業者の見解

8.1 準備書についての意見の概要と事業者の見解

準備書については、任意で令和6年8月1日（木）より令和6年9月1日（日）まで宮城県環境事業公社のホームページにて意見募集を行ったが、環境保全の見地から提出された意見書はなかった。

8.2 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

準備書について、条例第32条第1項に基づき提出された宮城県知事意見の全文と、当該意見に対する事業者の見解を表8-1に示す

表8-1(1) 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解 (1/2)

宮城県知事の意見	事業者の見解
前文 <p>本事業は、黒川郡大和町において埋立面積約13.28haとする産業廃棄物最終処分場（管理型）を設置する事業であり、既に開発済の土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。</p> <p>一方、対象事業実施区域（以下、「事業区域」という。）周辺は、大和町における主要な水田地域であり大和町の第1次産業を支える地域として保全優先度が高い場所である。また、「都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域」として指定されている番ヶ森山周辺地域緑地保全地域が事業区域に隣接しており、当該地域の保全に留意する必要がある。</p> <p>のことから、事業の実施に当たっては、周辺住民の理解醸成に努めるとともに、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の回避・低減にさらに配慮すること。</p>	<p>評価書 第6章環境影響評価の結果に示しました環境保全措置を確実に実行し、環境への影響の回避・低減に配慮してまいります。</p> <p>なお、評価書段階での環境負荷軽減策だけにとどまらず、関係機関や地域の方々に参加いただく環境保全協議会においてよりよい環境保全措置等を検討し、必要に応じて採用するなどし、さらなる環境負荷の軽減に努めてまいります。</p> <p>※環境保全協議会の参加者（令和6年10月現在の想定）については、要約書の下記のページのとおり</p> <p>第6章 事後調査計画 6.2 供用後のモニタリング調査 表6.2-1 注釈 ※3 (p6-7, 6-8)</p>
1 全般的事項 <p>(1) 新たな事実が判明した場合の措置</p> <p>環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>工事中、供用後に新たな事情が生じた場合には、専門家や関係機関や地域の方々に参加いただく環境保全協議会のご意見を聞きながら、必要に応じ追加の保全措置を講じてまいります。</p>
<p>(2) 地域住民等への積極的な情報提供</p> <p>事業区域周辺の住民、関係自治体である大和町、大郷町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p> <p>また、環境影響が予測範囲を超えた場合については、その内容を影響の大小にかかわらず迅速に公表すること。</p>	<p>関係機関や地域の方々に参加いただく環境保全協議会等を通じ、事業の実施に当たっては周辺住民からの要望・疑問には誠意をもって対応し必要な情報について周知徹底を図り、住民の理解醸成に努めます。</p> <p>なお、環境影響に関する情報については、宮城県環境事業公社ホームページにて広く情報提供を行う予定です。</p> <p>また、環境影響が予測の範囲を超えた場合には、大小にかかわらず前述の環境保全協議会やホームページを通じ迅速に公表を行います。</p>
<p>(3) 予測及び評価について</p> <p>環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」といった紋切り型の評価を行うのではなく、基準を満足するかと併せてどの程度影響が生じるかを倫理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じること。</p>	<p>基準を満足するかと併せてどの程度の影響が生じるか論理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じます。</p> <p>※修正した要約書の内容は下記のページのとおり</p> <p>第5章 環境影響評価の結果の概要 表5.1 大気質 (p5-8~5-9) 表5.2 騒音・低周波音 (p5-18~5-19) 表5.3 振動 (p5-24) 表5.4 悪臭 (p5-25) 表5.5 水質 (水の濁り) (p5-27)</p>

表 8-1(2) 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解 (2/2)

宮城県知事の意見	事業者の見解
	表 5.6 水質（有害物質）(p5-32) 表 5.7 地下水の水質、水位及び流れ (p5-35) 表 5.8 地形及び地質（地盤の安定性）(p5-36) 表 5.9 土壌汚染 (p5-38) 表 5.10 動物 (p5-48) 表 5.11 植物 (p5-53) 表 5.12 生態系 (p5-57) 表 5.13 景観 (p5-59) 表 5.14 人と自然との触れ合いの活動の場 (p5-63) 表 5.15 廃棄物等 (p5-65) 表 5.16 温室効果ガス (p5-67) 表 5.17 放射線の量 (p5-71)
(4) 各種モニタリングの項目について 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によって規定されている各種モニタリングをする項目について、評価書に記載すること。	評価書 第7章 事後調査に記載いたします。 ※モニタリング内容は要約書の下記のページのとおり 第6章 6.2 供用後のモニタリング調査 (p6-7, ~6-8)
2 個別的事項 (1) 騒音による影響 工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については、実態を踏まえた環境基準を適用し、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。	ご意見を踏まえ SV1, SV2 の環境騒音の影響については参考値を見直し、「A類型」「a地域」を当てはめます。また、参考値として該当類型を当てはめた理由についても評価書に詳細に記載した上で、回避・低減措置を講じます。 ※修正した内容は要約書の下記のページのとおり 第5章 環境影響評価の結果の概要 表 5.2 騒音 (p5-10~5-16)
(2) 植物に対する影響 当該事業区域内及び近接地には、湿地に生育する希少植物種が多数存在するが、予測については工事・存在共に影響はない記載されている。これらの湿生植物は、生育する地点における水環境による影響を大きく受けると考えられるので、乾燥化のようなことが起きると生育が困難になる。道路建設による植生への影響圏が30m以内であるという文献を根拠に影響が出ないと予測しているようだが、湿性地が成立している要因は単純ではない可能性があるため、詳細な検討を行い、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。	今後行う工事や供用開始後の運営内容を元に、日照条件や水環境の変化、改変区域の土地利用変化との関係を踏まえ、湿性植物の予測について再度検討します。 また、再検討した予測結果を踏まえ回避・低減措置を講じます。 ※修正した要約書の内容は下記のページのとおり 第5章 環境影響評価の結果の概要 表 5.11 植物 (p5-52)